

經濟論叢

第八十六卷 第三號

フランス革命と資本主義……………河 野 健 二 1

勢力と資本主義經濟……………向 井 利 昌 19

『同一労働同一賃金』の

原則について……………松 井 栄 一 39

イギリス革命の「二つの綱領」……………尾 崎 芳 治 59

昭和三十五年九月

京都大學經濟學會

イギリス革命の「二つの綱領」

イギリス革命と農業・土地問題——地主的改革と「二分制」(一)

尾崎芳治

イギリス革命のさいに諸党派がかかげた綱領をつきあわせてみると、そこにはどんな政治的対立が表現されているか、それは農業・土地問題にかんするどのようなちがった解決様式の対立を反映していたか。さきに提起した分析視角からこれらの諸点を検討すること、これが本稿の課題である。

(1) 拙稿「イギリス革命における農業・土地問題分析の視角」

—『経済論叢』第八六巻第二号所収参照。

〔一〕 イギリス革命の革命陣営で、その政治的帰趨を左右するほどの意義をもったのは、基本的にはつぎの三つの党派である。長老派 Presbyterians、独立派 Independents、レヴェラーズ Levellers。第Ⅰ表は、これらの党派の綱領の基本骨格をなす主権規定と、われわれの当面の対象に必要な農業・土地問題条項との重要点を摘記し対比したものである。いうまでもなく、ここでの綱領分析におけるこれら二点にたいする着目は、「経済

的変革はそれに照応する政治的上部構造を前提する」という当然の認識に由来する。表中〔1〕は、長期議会初期に設定された汎議会派原則をもっとも包括的に表現する綱領であり、〔2〕および〔3〕の原型となったものである。〔2〕は長老派が議会を支配した段階の、長老派的綱領であり、〔3〕は独立派が軍隊を掌握し、その上級士官層 Grades の志向を反映した軍隊独立派の綱領であり、〔4〕は軍隊の下級士官・兵士層 rank and file を代表するレヴェラーズの綱領であって、かれらの敗北をもって独立派の勝利が実現される。総じて〔1〕から〔4〕まで、ほぼイギリス革命の政治的推移に照応している。

(1) かんたん化のためには、当然細部は犠牲にせざるをえなかった。カッコ内の数字は、原文条項のナンバ―、〔4〕『軍隊の主張』だけは、原文ナンバ―が重複しているためナンバ―リングしないでおいた。また表記の綱領文書以外か

要 点 の 対 比

[3] <i>The Heads of the Proposals offered by the Army</i> 47/8 (独立派) 一〇年間議会に、以後三名中一名を王が選任任命(IV) 一〇年間議会に、以後議会または國務院の勅告により王が行使(II) 國務院一任期七年、ある種の統帥権、宣戦・講和につき王に勅告する権限をもつ(III)	[4] <i>The Case of the Army truly stated</i> 47/11 (レヴェラーズ) (議会権力の選挙民主権への従属、[王制と上院の廃止]) 任命大権は議会に属す 宣戦・講和権は議会に属す 但し強制徴兵権はみとめず
[2] に同じ(III)	議会に属す
二年に一度國務院の勅告により王が招集(I) 地域納税額に比例した議席の再配分(I)「二一歳以上の男子二〇〇ポンド財産(動産・不動産)選挙権」(<i>Instrument of Government</i> [17]) 後見裁判所廃止の条令の再確認、但し国王収入は削減されてはならぬ(R) 十分一税による聖職者維持の現今の不平等の是正(考慮事項IIの5)	二年に一度自動的に開催 人口に比例した議席再配分 二一歳以上男子普通選挙権「被教恤民、私人の召使いをのぞく」(<i>final Agreement</i>) コピーホールドのフリーホールドへの転化、買いとり額の決定、同意しえなればあいは不確定賦役・一時金の定額地代への転化(<i>A New Engagement</i>) 十分の一税の廃止
§ 『ニューカースル提案』をそのまま承認、但し『盟約』を条件とせず §§ 示談に制限を付し、その比率を決定(XV)	囲いこまれた共同地・沼沢地の開放、もしくは貧乏人のためにた囲いむこと。(<i>Petition of Sept.</i>) 監督領の再売却、監督領の残部、王有林、助祭・評議会領を軍隊の資金支払いに充当すること「没収地の兵士・農民への細分売却」

W. Haller and G. Davies (ed.), *The Leveller Tracts, 1647-1653*, pp. 64 87; 147-155; 318-328. 以上にもとづいて作成。但しレヴェラー文書は、あとの二書に重複収録されている。*A New Engagement* の出典のみ本文中後出。またレヴェラーズの王制及び上院にたいする態度については八ページ 註 (14)参照。

第 I 表 諸 綱 領 主

		[1] <i>The Propositions of Uxbridge</i> 44/11 (汎議会派)	[2] <i>The Propositions of Newcastle</i> 46/1 (長老派)
主 権 問 題	任命大権	行政・司法の主要官僚任免は議会による (20)	[1] に同じ (17)
	統帥権	議会による軍隊の編成・維持 (15, 16) 直接軍事力行使, 統括は, 議会任命の委員会による (17) 宣戦・講和は議会による (23)	1646年7月より二〇年間は統帥権は議会帰属, 以後王に, 但し議会の必要とみとめたばあい軍隊行使を拒否できぬ (13)
	財政大権	国費調達は議会により決定, 王はそれを承認 (11)	[3] に同じ (12)
	外交大権	議会によるプロテスタント諸国との善隣外交 (22) スコットランドとの同盟 (12)	スコットランドとの同盟強化, 使節団の指名 [長老派・独立派両派をふくむ] (15)
	議会召集	三年に一度王に招集義務 (<i>Triennial Act</i>)	
農 業・土 地 問 題	選挙権	各州, シティ, バラ, 大学のナイト, 市民, フリーホルダー他 (<i>Triennial Act</i>)	
	封建的土地所有形態の廃止	後見裁判所の廃止, 軍役保有の自由保有への転化, その代償として王は年金一〇万ポンドを与える (11)	
	十分の一税		
	囲いこみ	囲いこみ地は, 暴力的な干渉をうけてはならぬ. 所有者は治安判事その他の援助により防衛する権限を与えられる (四一年七月議会布告)	
	王党派地主にたいする処罰・所領処分	§ (イ) ルバート以下五十余名とカトリック貴族, ファイルランド反乱参画者の大赦からの除外 (ロ) 反議会の判事, 官吏その他の官職追放. (ハ) その他の王党派にして『嚴懲盟約』加盟者は不問 §§ 以下の割合で没収する (イ) について, その所領は, 公債と損害の支払に充當される (ロ) の所領の全価値の三分の一 その他の王党派の所領の十分の一, (14)	§ (イ) [1] に同じ (ロ) i) 議員にして議会をすて, 議会を反逆者と決議したか, オクスフォード議会に列したのもの ii) 議員にして議会をすて, i) に該当する以外のもの iii) common and civil law に反した官吏・判事 iv) 武器をとり, 自発的に敵をたすけたもの 以上を追放に処す (ハ) [1] に同じ §§ 没収比率の決定 (16)

S. R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660* pp. 144-155; 275-286; 144-5; 290-306; 316-326; 405-417.

D. M. Wolfe (ed.), *Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution*, pp. 198-222; 283-290; 400-410.

ら補つたものについてはカッコ内に出典を示した。

- (2) これをうらづけるためには、別個の独立した論究が必要であるが他の機会にゆずる。ただ、第一に、独立派と長老派の対立が綱領にまで表面化するようになるのは、ようやく一六四四年末から四五五年にかけての「ニュー・モデリング」new-modelingの時期以降であること、しばしば長老派の政治布石とのみ解られてきた「敵爾盟約」The Solemn League and Covenantの締結するが、長老派の支持のもとで独立派の指導権により行われたのであり。ビム・ハンブデンの指導下に存続した初期の汎議會派グループが、ほぼこの四三年半『盟約』の頃からしだいに西派への内部崩壊をつよめるとはいえ、なおこの時期には、対立を表面化させるような問題は注意深く回避されていたといえること、第三に、『アクスブリッジ提案』は、和平派（長老派）の綱領であつて、四四年末の独立派の政治路線——「ニュー・モデリング」と対立するものと解されることが多いのであるが、これは正しくない。「提案」は両派から「原則」として承認された。相違は独立派が戦勝——軍再編なしにそれを王に強制しえなとみた（もちろんそこに党派的目的が含まれていたのであるが）のにたいし、長老派が和平交渉による成就を策した（したがつてこの原則すらを多分に動搖させた）ことにあること、以上二点だけを指摘してお

きたい。なおこの段階の『一九ヶ条提案』the Nineteen Propositions（一六四二年一月一日）、『オクスフォード提案』the Propositions at Oxford（一六四三年二月一日）、『アクスブリッジ提案』の三「提案」がその基本骨格において完全に共通していることは、対比されるならば直ちに明らかである。 Cf. S.R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, pp. 249-254, 275-286.

(二) 検討にうつろう。まずⅠの『アクスブリッジ提案』はいまいったように長老派・独立派の綱領の原型としての意味をもち、独立派の閣将エドモンド・ラドロウが『一九ヶ条提案』について語った表現をかれは、議會の革命「戦争遂行の原則的基礎」を示すものである。ここに意図されているところは明らかである。任命大権条項によって行政・司法の二権、さらに財政・外交の二大権のことがくが議會の管轄下におかれ、これらの諸大権を支える強力たる軍事大権（統帥権）もまた議會の掌握するところとなる。したがつて主権は、完全かつ全面的に議會へとうつされて、王はこのような憲制 Constitution の人格的体现者として、実体的価値の源泉たる地位を否定された象徴として、議會主権に包摂されることになる。「議會のなかの王」King in Parliament。すなわち、この綱領の基本骨格は、議會主権に基礎をおくブリッジ・アブ憲君主制 constitutional mon-

archy の樹立である。(2)

(1) Edmund Ludlow, *Memoirs*, C. H. Firth (ed.), i, p. 29.

(2) この議會派綱領の内容は、反革命側によつてきわめて正確に理解されていた。チャールズは『一九ヶ条』を拒否してこう語つた、「其の現実の権力に堪んしていえば、われわれには、王としての外見、絵姿・象徴しか残されない」と。Quoted in M.A. Gibb, *John Lilburne, the Leveller*, p. 85.

〔三〕この綱領の農業・土地問題にかんする規定は、この時期の議會の關係法令からの補足を加えるならば、次の二つである。第一は、後見裁判所 Court of Wards and Liveries および軍役保有 tenure by knight service の廃止。第二は、土地所有者による誣めごみの擁護・防衛。第三は、王党派地主 delinquents, malignants にたいする所領差押えと収奪 sequestration and confiscation。

『アクスブリジ提案』第一条は二項にわたつて次のように規定する――

「陛下は次のことに勅許を与えられること（中略）、後見・占有引渡裁判所と一切の後見・占有引渡しと……、それに附随もしくはそのために生ずるその他すべての諸負担……の除去、またすべて臣従による保有、それに附随する一切の

一時金、認可金、差押示談金、譲渡許可料、その他すべての諸負担の除去、陛下に属すると他に属するとを問はず軍役保有による、すなわち軍役もしくは陛下にたいする直参保有によるすべての保有の自由・普通保有への転化……、陛下はその代償として年一〇万ポンドを嘉納せられること」。

後見裁判所および軍役保有制度については、最近の研究によりほぼ明らかにされている。要約的にいえばこうである。下級領主が上級領主にたいする騎士奉仕（軍役）により領地を安堵されるのが軍役保有制であり、中世土地所有関係規制の法的基礎である。この下級領主（通常いうところの「領主」）にたいする上級土地所有権が、絶対王制の成立により、大部分事実上国王大権に集中され制度化されとともに、この大権執行機関として創設された（一五四一年）ものが、すなわち後見裁判所である。軍役保有とそれにもとづく国王の後見権の存在は、領主的土地所有にたいする国王大権による封建的制約を意味する。その廃止の要求が志向するところは直ちに明らかであろう。領主の土地所有権は、自由・普通保有に転化されて、国王大権による封建的制限の法機構とその発現としての一切の干渉とから解放されねばならぬ。譲渡も相続も制限されてはならず、およそ土地にかんする処分・運川は土地所有者の自由でなければならない、等々。すなわち領主的土地所有の近代的土地私有権としての法認である。この要求を支えた規範的標語は「大権に

たいする臣民の私有財産権の擁護」にあり、後者の憲制^{コンスティテューション}的な表現こそ「臣民の票決権^{ボークス}を包摂」した議会の主権掌握にはかならない。大権からの土地所有者の解放は、この政治形態規定のもっとも核心的な物的内容をなしている。権力奪取のこの要求は完全にブルジョア的なものであり、大権の議会にたいする優越と、議会主権とのこの対立こそ、ブルジョア革命としてのこの革命の一般課題にかかわるものだったということができる。⁽⁴⁾革命勢力と反革命勢力とを画する線は、この二つの権力規定のあいだにひかれることを、ありうべき誤解をさけるために強調しておきた。

(1) *The Propositions of the Houses...discussed at the Treaty of Uxbridge, in S.R. Gardiner (ed.), op. cit., p. 277.*

(2) 武暢夫「イギリス革命における農業問題の特質」——『社会経済史大系』第IV巻所収一九四——一九五ページ参照。

(3) 車役保有に伴う諸義務については、別の機会にふれる。

(4) この二つの権力規定の対立は、革命の前哨戦をなしたあの著名な「造艦税事件」*Ship-money Case*における高等判事サー・ロバート・パークレーと、それに反対するヘンリ・パーカーおよびオリヴァ・セント・ジョンの弁論のうちにも明白に示されている。パークレーは「法はそれ自身、王の古くして信用あるしるべである。それは、王が自

らの人民を統治するに用いる道具であり、手段である。わたしは、法が王であるとは読んだことも聞いたこともない。いや王が法であるというのこそ、あつうであり、もつとも真実である。けだし王は、*lex loquens* すなわち、生きたものを言い、行動するところの法であるからである」。Argument of Sir Robert Berkeley, in S.R. Gardiner (ed.), *op. cit.*, pp. 121-2. 他方パーカーによれば、「造艦税の合法性をみちびき出すために、かかる大権がこれまで主張されてきたのであるが、それは他のいつさいの法を破壊するものであり、一般人民の自由とあいられないものである。このような術策は、われわれのすべての法と憲章との真の力もしくは意味を否定し、否認し、無効ならしめ、阻害せんがために用いられてきたものである」。Quoted in M.A. Gibb, *op. cit.*, p. 75. パークレーの理念が、国王大権の絶対性にあつたとすれば、パーカーの理念の背後には、ノルジヤ的富の自由すなわち「財産権にたいする干渉の排除の要求がかくされている。オリヴァ・セント・ジョンの弁論はもつと卒直である、「〔議会は〕臣民が土地・物品のかたちで有するかの基本財産の擁護に最適任者である。けだし臣民各自の票決権が、〔議会に〕包摂されるからである...」。Speech of Oliver St. John, in S.R. Gardiner (ed.), *op. cit.*, p. 114. 土地所有の自由が議会主権の物的内容の一

であつたこと、それが「私有財産権擁護」に内包されてい
たこと、みられるとおりである。なお革命期に、パーカー
が長老派的立場、セント・ジョンが独立派に所属したこと
は周知のとおりである。

領主的土地所有が、一方で大権による封建的制約から解放さ
れるとすれば、この領主的土地所有の見地からは、それが土地
私有として十全ものであるためには、他方で土地保有農民の
側からの伝統的保有諸關係に依拠した干渉からも自由でなけ
ばならない。けだし領主的土地所有——領有は、大権の制約下
にあると同時に、農民のもつ土地保有名義——保有（「下級所
有」——「土地用益権」）と相互制約的關係において、「上級所
有」——「地代徴収権」であり、いうまでもなく言葉の近代的意
味における土地私有ではないからである。したがってこのあと
の要求は、領主的土地所有の近代的私有としての法認の要求が、
それ自体としてすでに内包しているところである。議會は、統
発する罫いこみうちこわし一揆⁽¹⁾に対処して、土地保有農民の干
渉にたいする権力による土地所有の防衛を宣言した。一六四一
年七月の布告の内容は、シェイムズ女史の要約にしたがえばこ
うである——

「今議會開会の第一日もしくはそれ以前にその所有者の手に
あつた罫いこみ地は、暴力的干渉をうけてはならない。もし
騷擾が勃発したときは、所有者は当法令により二名の治安判

事およびその他当人の適当と考える援助者を招集し、自らの
所有物を「安全に」⁽²⁾する権限を与えられる」（傍点引用者）。
罫いこみの行われた時期にたいする限定が、政治的配慮にでる
紛飾以上を意味しなかつたという現実の事情を考慮すれば、こ
こで問題とされているのは罫いこみ一般であつて、それが同意
によるか、暴力によるか、だれによつて經營されているか、等
々には無關係である。問題の核心はかえつてここに正確に反映
されている。事の本質は、罫いこみを行う土地所有者（領主的
土地所有）の、土地保有農民（農民的土地保有）にたいする、
私有権者としての自由一般がここに前提されていることにある。
この土地所有の自由こそ、現実には多様な形態をとる土地所有
者による罫いこみの、欠くことのできない前提である。

- (1) 革命期の一揆頻発の状態については、たとえば、E・A
・コスミンスキー編・武暢夫訳「イギリス革命年表」——
『經濟論叢』七六卷三、四号所収をみよ。また罫いこみ・
うちこわしの具体例については、cf. M. James, *Social
Problems and Policy during the Puritan Revolution
1640-1660*, pp. 90-94. シェイムズによれば「一六四〇
年から四四年の議會記録は、罫いこみ暴動の記事で満ちて
いる」といわれる。Ibid., p. 90.
- (2) M. James, *ibid.*, p. 92.
- (3) 革命の期間に罫いこみが進行し、むしろ議會がそれを首

唱したことに、別稿においてふれる。

(4) この闘いこみの自由の要求は、また、絶対王制が闘いこみにたいする干渉をくりかえしたという事情によつて、大権からの土地所有の解放という、さきの要求の、もつとも重要な契機をなしている。Cf. M. James, *ibid.*, pp. 79-81.

〔四〕 後見裁判所および軍役保有の廃止と、したがってまた土地所有者による闘いこみの自由の法認とを含むこの汎議會派的な農業・土地綱領は、明らかに農業のブルジョア的進化の軌にそのものである。土地所有権の買売、土地改良等にたいする封建的制限は、ここに大巾に排除される。いうまでもなくこれらのいっさいは、商品——資本主義的諸関係の農業への浸透を容易にし、伝統的で停滞的な農業・土地制度——共同地・零細農民経営の潰滅、後者にかわる大農地の形成、資本主義的発展によつて農民のあいだに不可避免的に生み出されつつある「ブルジョアの農民」の資本制借地農としての発展、等を条件づけるものである。この綱領は、農業のブルジョアの進化一般の見地からは、うたがいなく進歩的である。だがこの綱領の独自性はそこにあるのではない。それはこの綱領が、領主的土地所有を近代的な地主的土地私有権として法認し再生させることによつて、この確保され私有権化された領主権を、旧来の農民の占有者からの土地収奪に利用することによつて、この進化を推進しようとしている点にある。これは地主的「土地清掃」の体系である。

その意味で、この綱領は、土地所有者の見地からする、資本主義的環境のなかで自らの支配を維持するための条件の、完全に正確な把握を表現している。それは、自らの土地所有をブルジョアの発展の基盤のうえで「改良」することによつて、あらたな権力機構——議會主権に牢固たる物質的土台を賦与せんとする、議會の代表する土地所有者層の、経済的で同時に政治的な志向を表現するものである。逆に王権は、自立的な物的基礎を剝奪され、年俸を給付されるブルジョアの君主 salaried King に転落する。

その意味で、農業・土地問題条項の第三——王党派地主の土地差押えにかんする規定もまた王室領・教會領の差押えとともに、直接には革命財政の必要から出るものであるとはいへ、終局的には、國王大権およびその藩屏たる階級の物的基礎に打撃を与え、議會主権を支える階級のそれを強化せんとしたものである、ということができる。だが詳細は別稿における考察にゆずる。

(1) この点をとくに強調しておきたい。というのは、地主的綱領とは資本主義発展にたいする「反動的綱領」であるとして前提して、革命後イギリスにおける資本主義の急激な発展の事実から、地主的綱領の存否、その貫徹の有無を語つたり、あるいは第三の「ブルジョアの綱領」をさがす、といったことがみられるからである。これらについてはのちに

ふれるが、ともあれこの汎議會派的綱領が問題にしているのは、現実のブルジョア的發展を阻止することではなく、この現実のなかで土地所有を維持しうるための条件をつくりだすことである。このことをさし当り銘記おがいたい。

〔五〕 つぎに、〔2〕および〔3〕をとってみよう。これまでに確認した議会的綱領の骨格が、この二つの綱領に、基本的に繼承されている。

『ニューカースル提案』は逐条逐語ほとんど完全な『アックスブリッジ提案』の再版である。重要と思われる変更ないし相違の一つは、統帥権の議會帰属に二〇年の期限を付したことであり、もう一つは後見裁判所および軍役保有の廃止にふれられていないことである。まえの点は、その実効はともかく、原則的には、国王に統帥権を認めたこととなり、明らかに後退といえる。だがあとの点については、この『提案』に先だって同じ年一六四六年二月に、すでに『後見裁判所廃止のための両院の条令』がほとんど異議なく可決されていた¹⁾、したがってそれは立法化された既定事実となっていた、という事情を考慮しなければならぬ。

(1) 後見裁判所および軍役保有の廃止が汎議会的原則であつたことはみられるとおりであるが、当然その立法化が異論なく、成立したことについても一般に承認されている。たとえば浜林正夫『イギリス市民革命史』二二二ページをみ

よ。またこの条令の全文はつぎのものに収録されている。

S. R. Gardiner (ed.), *op. cit.*, p. 280.

『建議要綱』の、〔1〕および〔2〕との相違は、つぎの点にある。

まず第一に、任命大権の議會帰属を、〇年間に限定し、そののちは議會により推薦された三名中より国王が選任する、とした点である。これは明らかに、行政・司法にたいする国王の干渉をある程度承認したことを意味する。第二に、統帥権の議會帰属に時期的限定を付したことは、『ニューカースル提案』と同じであるが、その期間を一〇年間に短縮した点では、むしろ後退している。第二は國務院の設置である。『建議要綱』第一、二条および第三條四一六項によれば、國務院は「信頼ある有能なる人々」から構成され、任期七年をこえず、議會招集、統帥権行使、対外交渉等にかんして王の秘密院としての権限を与えられる。構成員がだれによつてえらばれるかは明記されていない。ともあれこれによつて、議會からも国王からも相対的に自立したある種の執行機関がつくり出されることは明らかである。この要求は、議會において少数派であり、しかも革命軍という強力装置をとにもかくにも支配していた独立派、とくに軍隊独立派の政治的地位に照応している。だが少くともここに規定されているかぎりでは、それは、議會主権——立憲君主制という議會派原則の修正ではあつても、その対立物ではない。

この綱領ではまた、後見裁判所廃止にかんするさきの条令の

再確認が要求されている。但し「それについての陛下の収入は減じられてはならない」と。⁽³⁾

この綱領の相違点の第四は、王党派にたいする処罰にかんして『ニューカースル提案』の規定をほぼそのまま承認しつつも、その所領の処分について、示談制度に制限を加えた（これは結局部分的に売却制度を導入するふくみをもっていた）ことにある。綱領条項にみるかぎりでは、長老派と独立派の代表するそれぞれの土地所有階層の要求の相違が、この点にもっとも集約的に反映されている。だがその詳細は別稿にゆずる。

(1) *The Heads of the Proposals* (13; 14, 5, 6), in S.R. Gardiner (ed.), *op. cit.*, pp. 317-320.

(2) 国務院に類似した機関は、革命初期の公安委員会その後身たる同王国委員会としてすでに存在してきた。とくに後者は一六四四年一月のスコットランド軍の介人とともに、同年二月創設され、両国軍の統括、戦時財政の調達等広汎な議会の革命行政を実質上代行する権限を与えられていた。Cf. *The Ordinance Appointing the First Committee of Both Kingdoms* [Feb. 16, 1644], in S.R. Gardiner (ed.), *ibid.*, pp. 271-273. したがってそのかぎりでは、『建議要綱』の独自性は、この種の機関の恒常的制度化を要求している点だけである。とはいえこれが、一六四九年以後実効化されさらに『統治章典』（一六五三年二月）において

憲法上の規定として、明文化されたとき、議会の立法権の優位を保持しつつも、他方で十数名の独立派中樞部による権力運用の機関となりえたことを注意しておこう。Cf. *The Instrument of Government* in S.R. Gardiner (ed.), *ibid.*, pp. 405-417.

(3) *The Heads of the Proposals* (IX), in S.R. Gardiner (ed.), *ibid.*, p. 321.

(4) なお両派の要求の政治的・理念的相違を示すものに、教会行政・教会制度にかんする規定があるが、これについては別個の考察が必要であつて、ここではたゞちいることはできなう。

[六] さて、これら議会の党派の明瞭に土地所有者的な綱領に対比するならば、[4]のレヴェラーズの綱領は質的に異った全く新しい内容を含んでいる。レヴェラーズの農業・土地問題にかんする要求の中心は、コピーホルドのフリーホルドへの転化にある。かれらの党文書の一つはつぎのように宣言する——「旧いほとんど時代おくれとなつた隷属のしるし、すなわちすべて膳本^{ドブ}によるただの土地保有^{ソール}、忠誠・臣従の宣誓、領主の恣意による一時金等は、（人民にたいして捺された征服者の刻印であるゆえに）とり去られること」、すべてのコピーホルドが買いとられ、フリーホルドにかえられるための価格査定を行うこと、なんびとかがこの計画に同意したくな

第Ⅱ表 農民の保有類別分布 (16 c.)

フリーホルダー	カストマリ・テナント	リースホルダー	不明
19.5%	61.1%	12.6%	6.7%

R.H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*,
p. 25.

いかもしくはしえないばあいには、一定期間が定められ、しかるのちにすべての不確定な賦役や一時金を定額地代にかえること。

一七世紀における土地保有のタイトル別分布の状態を正確に全国的規模で算定する史料はいまのところ与えられていない。便宜上一六世紀についての第Ⅱ表をとり、農民のうち土地を事実上所有しているのは二割に満たないフリーホルダーである。カストマリ・テナントのほとんどがコピーホルダーであることからすれば、のこりの農民すなわち単なる土地保有農民の八割強を占める圧倒的多数は、コピーホルダーである。多少の変化を考慮するとしても、傾向としては、この状態が一七世紀にもなお継続していたとみてよい。

つまり、レヴェンラーズの要求は、土地保有農民の多数を自由な農民的土地所有者にかえることにある。四〇〇万ないし四五〇万の人口のうち国王と五〇〇人のナイト、一六、〇〇〇人の

ジェントリ、その家族をやや大きめにかりに平均一〇人と推算したとしてもおそらくは、五パーセント未満の領主あるいは領主類似の階級が、土地の大部分を所有し、人口の大多数を占める農民の大部分は土地を所有しない。かれらの基幹部分をなすコピーホルダーは、定額の貨幣地代のほか、領主の恣意にゆだねられときにはほとんど土地価格に相当するほどの保有許可料(一時金) fine、保有相続税 heriot、領主裁判所への出仕義務、ばあいによっては賦役をすら負担する(レヴェンラーズの言葉をかれば)「ただの土地保有」農である。一方における、かつて全国の土地の三分の二をもっていた貴族にとつてかわったといわれるあのジェントリを中心とした地主的な大土地所有、他方におけるコピーホルダーを中核とする農民の零細土地保有の存在、これこそが、レヴェンラーズの、コピーホルダーをフリーホルダーすなわち自由な農民的土地所有者にかえる要求が、長老派、独立派の地主的農業・土地綱領と対立する現実的背景である。

(1) *A New Engagement or Manifesto*, 1648, 669, f. 12 (97), quoted in M. James, *op. cit.*, p. 94. Cf. *Several Propositions for Peace and Freedom*, Dec. 22, 1648, in D. M. Wolfe (ed.), *Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution*, pp. 318-319. またジェイムズによれば「数千入」により署名された請願文 Petition to Parliament (Addit. MSS. 37345, f. 207b) に「ホルマン」庄制の主要な残存せ

- るしるしロビー・ホールドは、永久にとりのぞかれること」との要求がかかげられてゐる。M. James, *op. cit.*, p. 94.
- (2) この表はトニーが一一〇箇のマンナーの調査・地代台帳より作成したものであるから全国的集計部分だけをとつた。
- (3) Cf. R.H. Tawney, *op. cit.*, p. 25.
- (4) たとえば、エム・ア・バルク、ヴェ・エム・ラヴロフスキー『一七世紀前半のイギリスの新貴族とヨーマンリー』の社会的本性について——山岡・木原編『封建社会の基本法則』所収をみよ。また一七世紀初めのするどい觀察者トマス・ウィルソンはいわゆる約九万のヨーマンをのぞけば農民の「のこりは、いわゆるロビー・ホルダーズおよび小屋住農である。かれらはわずかの土地と家屋を……領主の意のままに保有してゐる」と(傍点引用者)。Thomas Wilson, *The State of England Anno Dom. 1600*, pp. 19-20, in C. Hill and E. Dell (ed.), *The Good Old Cause*, pp. 68-69.
- (5) だが第一にこれは、買収とり制が提唱せられてゐる。第二に買収する能力なき農民には、耕作権の強化という成果しか約束されていない。第三に当事者の同意が前提されている。これらの点は、政党としてのレヴェラーズの直接の地盤が、農民についてはそのいかなる層であつたかをある程度暗示するかもしれない。とはいえ、この綱領がこれらの点から、地主に奉仕する妥協的綱領だと結論すること
- ができるだろうか(バルク、ラヴロフスキー前掲論文をみよ)。実際には、かれらの農業・土地問題にかんする要求は、すぐのちにみる決定的な権力奪取の要求と結びついてゐるのであつて、これをみずして、うへの点をただちにかれらの綱領の現実の限界となつたとみるのはあやまりであらう。このあとの政治要求すらが、かれらの言葉と主観においては、万人の同意を前提してゐたこと、この種の要求が現実には少数者にたいする強制として以外には実現しないものであることを想え。買収とり制の提唱は、地主による権力支配を前提して語られるべきには、明らかに地主的な要求かあるいは妥協的な要求である(たとえばロシヤ革命におけるそれ)。
- (6) Cf. G. Davies, *The Early Stuarts 1603-1660*, p. 259.
- (7) Cf. G. Davies, *ibid* p. 264.
- (8) Thomas Wilson, *op. cit.*, pp. 23-24, in C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, p. 37.
- (9) Cf. C. Hill, 'The Agrarian Legislation in the Revolution', in *Puritanism and Revolution*, p. 192. 「ニュー・ホールドは、テナントが、かれの領主の裁判所の書記により作成される地代台帳の謄本以外には提示するべきにならぬのもたんなる保有である」。Terms de la Ley (1641) 84, quoted in *New English Dictionary*. 革命期に公刊された

パンフレット『コビーホルダーの要求』は、かれらの保有が地主の恣意にゆだねられていることを攻撃している。「マナの慣習の正当性を決定する任にある」書記や、裁判官が、自らのコビーホルダーの領主であり、自分自身の利益と関心によつてかたよつてゐることを告げる。『The Copyholder's Plea, in C. Hill and E. Dell (ed.), *op. cit.*, pp. 437-8. コビーホルダーの劣悪さは、一時金の恣意性とりわけ譲渡における「還付」義務に集中的に表現されている。なお、対象となつてゐる時期におけるコビーホルダーの劣悪さを示すその他の史料は、たとえば *cf.* C. Hill and E. Dell (ed.), *ibid.*, pp. 69-70. コビーホルダーは、その一般的成立の時期が教えるとおり、貨幣地段階における、封建土地保有の基本形態である。そこでは事実上「強制」は「契約化」され、地代は固定化される。加えて一五、六世紀のイギリスにあつて、貨幣価値の低落がコビーホルダーの前進を扶けたこと、これらは従来強調されてきた通りである。だがこれは一つの側面である。この同じ土地保有の前進と農民層の一定度のブルジョア的進化こそ、地代つり上げと領主的囲いこみを促発したのであり、この後者の領主的対応が可能でありえた根拠の一半はまさに、コビーホルダーが、その前進にもかかわらずなお、本来の規定性を維持していたことにある。重要なのは、コビーホルダーの負担す

る諸義務の単に量的な側面ではなく、それがもつ、領主的土地所有に包摂された封建的土地保有としての規定性である。

⑧ Cf. R. H. Tawney, 'The Rise of the Gentry', in E. M. Carus-Wilson (ed.), *Essays in Economic History*, p. 206. コビーホルダーの廃止、フリーホルダーの一般的創出というこの要求と結びついて、現実に深刻な地主的土地所有一般にたいする攻撃の可能性をはらんでゐたもう一つの問題は、農民にとつて伝統的な封建的負担であつた十分の一税 *tith* にたいする攻撃である。『軍隊の主張』のいうところはこうである——

「すべての人に、その良心に反して十分の一税の支払いを強制するいつさいの抑圧的法令は、直ちに廃止され無効とされること。十分の一税支払いのために、ハズバンドマンは、⁽¹⁾ 自らの労働の果実をわがものとすることができない」。

またとくに十分の一税廃止のために作成されたハートフォードシヤ・レビューラーズの「反十分の一税請願」は、マナ領主と「十分の一税を地代として私取する世俗地主」 *impropriator* とをひとしく「利己心の巨人」と呼び、「強欲な領主」としては、「ハズバンドマンの労働」の成果「が垂涎的であり、他の領主もまた……ハズバンドマンの労働のうえであらしている」と主張する。重要なのは、かれらがこの領主の存在一般にたいする非難をもつて、コビーホルダーと十分の一

税双方にたいする攻撃をうらづけたことである。⁽²⁾

ジェイムズ女史の研究によれば、一六世紀の修道院領の没収・売却の結果、多くの十分一税徴集権が、土地を購入した広汎な世俗地主の地代収入の一部に転化されていたという事情が、革命期の反十分の一税運動に、「急進的可能性」を与えたのであった。「十分の一税の帳消しを求めているテナントたちは、やがて地代の帳消しを求めるであろう」という一部議員によつて表明された恐怖の表現のなかに、一切が語りつくされている。⁽³⁾ レヴェラーズの要求の志向するところ、おそらく不可避的なこの領主的土地所有の廃棄、その廢墟のうえにかれらが構築しようとしたのは、小規模な農民的分割地所有である。このことはまた、王党派所領の処分にかんして、長老派・独立派の示談もしくは部分売却方式に対立する、没収し兵士に農民に細分売却せよというかれらの要求が、集約的に表現するところでもある。だがその詳細は別稿にゆずる。

- (1) *The Case of the Army truly stated*, in D. M. Wolfe (ed.), *op. cit.* p. 216.
- (2) W. Urrwik, *Nonconformity in Hertfordshire*, p. 832, 141: *Declaration* (Herts.), pp. 5, 4, quoted in W. Schenck, *The Concern for Social Justice in the Puritan Revolution*, p. 71.
- (3) M. James, 'The Political Importance of the Tithe

Controversy in the English Revolution', in *History*, June 1941, p. 9, quoted in W. Schenck, *op. cit.* p. 71.

[7] レヴェラーズの要求の性格とその歴史的意義はなにか、それはかれらの綱領の全体とどうかかわるのか。これを傍証するために、やや長文になるが一六四八年八月の議会にたいする急進的な一抗議文を援用しよう――

「これまでの『革命の―引用者―』一切の経過は、全国的にすべてのみにめな貧しい人民を貧困化させ、そうすることによつて奴隸化するための、金ももの有力者たちの連合を明白に示している。……諸君は、政府の腐敗により、不正で不平等な法律により、また詐欺、腐敗と圧制・抑圧により、しいたげられ奴隸化されたわが國の土地の大部分を自分の手におさめ……そのうえ大部分の州でわれわれの共同地を囲いこんだのである。……諸君はここ四〇年のあいだに、……どれほど多くの家庭を、あるものには搾出地代により、またあるものには定期借地契約をとりあげたり、トレイドを独占したりして食うつぶしてはうり出し、乞食にしてきたか。……極度の心労と絶血的な借用と激しい労働とをもつて、われわれと雇人が自分の製品をつくつてきたのに、諸君はなんたる狡猾さをもつて……われわれの窮乏のうえに自分を肥やしてきたことか。……だが〔この種のひどいことは〕……『邪しき腐敗した』王制的な政治と、貪欲で腹黒く野心的な統治

有との一連の結果なのであり、かれらは神の創造の目的をもつとも義務觀念の欠けた不当なやり方でひんまげているのである。神はすべての國で、その住民、すべての個々人にたいし、十分な必需品を、もつとも賢明にかつ自由に与え給うてきたのである。個人には相當の資産が不可欠であり、それが与えられねば強奪と権利を冒すこと以外には、当人の眼中になくなるであらう。……だれかが不足欠乏によつて滅びるようなことは、神が十分に与え給うたところでは、もつとも不合理なことであるからだ。われわれは今、これまでのいつにもましてますます真剣に、このことを考えはじめてきた。諸君がそのきつかけをますます多く与えているからである⁽¹⁾。

この言葉のなかに、急進派の見地、かれらの社会的共感、時代の社会的政治的任務についてのかれらの理解のすべてが語られている。さしあたり、ここに攻撃されているのは、封建制を崩壊させつつある一定度のブルジョアの発展が生み出した諸矛盾である。借地はとりあげられ、困いこみは強行され、農民は追放される。トレイドは独占され、手工業者は「極度の心労と絞血的な借用」におちこみ、同時に「われわれの窮乏のうゑに自分を肥してきた」金もちがつくり出される、等々。かれらのこれにたいする批判の立脚点が、農村における小農民経営、都市における手工業小親方経営の一切の支配から解放された形態にあることは文脈のうちに明らかである。「相當の資産」をも

ち、自己労働(家族協業)と少数の雇人をもつて「自分の製品」をつくる個人。かれらの見地からは、後者の小経営は、個人の自立性を保障し、ブルジョアの発展に伴伴する諸矛盾を排除するという理由で讃美されている。他方では、進行しつつある經濟的變化は、小生産者の安定した状態とかれら相互の「均質性」を破壊すること、「だれかが不足欠乏によつて滅びるような」事態をひきおこすがゆゑに非難される。この二つのことがこの抗議文の見地の本質的な内容である。この点からして、困いこみ廃棄の要求が、レヴェエラーズによつて、つぎのようなたちで提起される理由も自ら了解されるであらう――

「かつて貧しい人々のために開放されていて、こんにち私有化され、困いこまれている土地はことごとく、直ちに……とりさられ、貧しい人々が自由に共同に利益しうるようになつたに開放されること」。「沼沢地と他の共同地の近時の困いこみをことごとくとり去るか、もしくは主として貧しい人々の利益になるように困いこまれない」。

この要求の背後にあるのは、農民的小経営の讃美である。同じことは、レヴェエラーズの長子相続制にたいする反対提案(ある種の分割相続制の提唱)にかんするかれら特有の論拠づけについてもいふことができる。

(1) *England Troubled or the Just Resolution of the Plaine Men of England against the Rich and Mig-*

blie by whose pride, treachery and wilfulness they brought into extreme necessity and misery (Aug. 1648), E. 459 (11), quoted in D. W. Peegorsky, *Left-wing Democracy in the English Civil War*, pp. 106-108.

(2) R. Overton, *An Appale From the Degenerate Representative Body* (July 17, 1647), in D.M. Wolfe (ed.), *op. cit.*, p. 144.

(3) *The Petition of September* (1648), in D.M. Wolfe (ed.), *ibid.*, p. 288.

(4) 「農民的分割地所有」についてのマルタスのつぎの指摘を想起されたい。「共同所有地——これはどこでも分割地経営の第二の補足をなし、またこれのみが分割地経営に家畜の飼養を可能ならしめる」。マルタス『資本論』(長谷部訳)第三部一一三六——一一三七ページ。

(5) *The Representative of divers well-affected persons in London* (Feb. 1649) は長子が三分の二のこりが他の子供によつて相続されることを提案している。長子相続制反対の論拠は、少数者の手に土地が集中されることの弊害にあつた。Quoted in M. James, *op. cit.*, p. 98. 総じて「単独分割相続」が本来小土地経営維持に適合的なものであったこと周知のとおりである。しかしここでのレヴェーラーズの要求は、第一に農民層分化と保有地集中の進行、

第二に「個人」を「所有者」としてのみとらえるかれら特有の思想、のうちに理解されねばならない。

いうまでもなく、ここに空想的に理想化されている小生産は一七世紀の現実にあつては、小商品生産であり、小経営者は小ブルジョアである。だからかれらにあつては、商品経済の一形態(小商品生産)が、その発展にとって不可避免的な他の一形態(資本制生産)への転化とそれに伴う諸矛盾とから、觀念において切り離され、対立させられているのである。前者は「神」の与えるところにしたがつた自然であるが、後者は、「神」の創造の目的」からの逸脱である、等々。ここから、かれらの思想に特有な性格と主張がでてくる。第一に、「反」資本主義的性質。小経営への固執、小経営に不可欠であるかぎりで伝統的生産組織をすら容認することからくる「生産力にたいする無理解」(困いこみの共同利用への復帰の主張等々)。第二に、自らの立脚点と現存の諸矛盾との関連を否定するところからくる、社会体制とその矛盾とを人間とくに権力者の「圧制的な政治」「野心」等々による恣意的人爲とみる認識。

(1) これらの点を具体的に全体として検討するためには、かれらの宗教思想、救済にたいする Antinomian 的もしくは general Baptist 的理解、そのカルヴィニズム正当派とりわけ後者の愚癡のエリートイズムとの対比、等にたちらねばならない。別の機会にゆずる。

以上の点はすべて、この種の思想の小ブルジョア的性格とその限界を示すものである。だがここから直ちに、議会派主流の要求とレヴェラーズの要求との対立に、資本主義と反資本主義との対立をみ、レヴェラーズの要求は、資本主義発展にたいする「小ブルジョアの反動」にすぎない¹⁾、とすることは、資本主義社会における小ブルジョアの一般的特質、かれらの「理論」のこの側面にたいする批判をもって、その歴史的意義の評価にかえるものといわねばならない。けだし対象となっているのは、一七世紀のブルジョア革命であり、議会派の要求のみならずレヴェラーズの要求もまた、「資本」との対比においてではなく、「封建制」廃棄の問題との関連において評価すること、すなわちブルジョア革命を闘う思想としての、この「理論」の歴史的に現実的な内容を評価することが第一義的でなければならぬからである――

このあとの見地からは、さきの「不正で不平等な法律」にたいする抗議、所有者としての権利の平等の要求は完全に商品経済の必要に根ざすものであり、旧秩序との闘争において、それが、封建的不平等（土地保有の土地所有への封建的従属）にたいする抗議を表現するものであるかぎり、小ブルジョアの農民にとつて当然なものであり、進歩的で革命的な小ブルジョア民主主義を表現するものである。農民の小生産の擁護、その自立性と自由の要求（これもまた商品経済の必要に根ざ

している）、「個人には相当の資産が不可欠である」という主張、すなわち均質的な小経営者からなる理想社会像、等、これらは、それが、封建的で劣悪な保有条件のゆえに、地主によつて「搾出地代」を課され、「借地契約をとり上げ」られ、追放されつつある数百万の土地保有農民が、自らを土地所有者にしようとする志向を表現するものであるかぎり、当然なものであり、進歩的なものである。「奴隸化されたわが国の土地の大部分」の「圧制」による収奪というさきの抗議文の言葉は、現存土地所有の封建的起源と性格にたいする攻撃であり、これと関連して、「そのうえ大部分の州でわれわれの共同地を囲いこんだ」という言葉の現実的内容は、進行しつつある近代化の地主的性格にたいする農民の抗議である。同様にしてさきのレヴェラーズの囲いこみ地開放の要求も、さし当りそれが意味するところは、地主による盗奪から共同地を擁護するということだけであり、かれらの主観的意図がどうあれ、土地所有権を獲得した農民が、自ら共同地を破壊することを排除しうるものではなく、むしろその条件をつくり出すものにはかならない（さきの「貧乏人のための囲いこみ」すなわち農民の小囲いこみの容認に注意）。そしてさいごに、自らの立脚点と現存の社会体制およびその矛盾との関連を峻拒し、後者をことごとく為政者の人爲とみた認識は、矛盾の人爲的な政治的な除去、不平等との一切の妥協を排除する激

甚な政治主義——小ブルジョア・ラディカリズムへとかれらをかちたてるものである。

総じてレヴェナラーズの限界が、小経営主の視野にとどまって、農民内部に形成されつつある社会関係のブルジョア性をみず、農民的小経営の一般的創出を自足的なものとみた点にあったとすれば、他方では、この視点からする資本主義一般にたいする批判という仮象の現実的内容は、資本主義の地主的変種にたいする批判にほかならない。まさにそれゆえにこそ、かれらのこの限界が同時に、かれらを徹底したブルジョア革命の闘士たらしめるのである。この意味で農民はもつとも急進的な「ブルジョアジー」である。レヴェナラーズの要求の歴史的意義、その現実の内容は、封建制をもつとも決定的に根絶すること、数百万の農民の小ブルジョアの経営を領主的土地所有の規定性から解放し、商品経済の基礎を強化し拡大することによって、資本主義のための道をもつとも徹底的に清めることにある。領主的土地所有の近代的所有権としての法認の要求を主たる内容とする長老派・独立派の、地主的な農業・土地綱領に対比して、農民的分割地所有創出の要求を中心としたレヴェナラーズの立場は、農民的な農業・土地綱領を、あいまいな思想的表現においてではあるが、しかし事実的に提起していたことができる。

(1) レヴェナラーズの方向を資本主義発展にたいする「小生産者反動」と規定する見解は、大塚氏がそれを「中産的生産

者下層」の反動と規定されていらい（大塚久雄『近代欧州経済史序説』上三八三ページ参照）はほぼ通説化されてきた。竹内幹敏氏および浜林正夫氏の最近の規定は、大塚氏の規定の結論部分（レヴェナラーズ＝「反動」）だけのものとも精緻な再版である（竹内幹敏『平等派運動と資本主義の精神』——水田洋編『イギリス革命』所収、浜林正夫『イギリス市民革命史』二二九—二四〇ページ）。竹内氏の成果をも吸収して、あらたに整理された浜林氏によれば、革命当時にあつて、土地所有者には耕作権の強化を要求し、他方農民の小経営への固執を暖めて、経営改良（生産力の強化）を基に、資本主義的農業経営（資本＝賃労働関係）の展開を展望する、この意味で、文字通り農業ブルジョア化の方向を志向していた、W・ブライスやS・ハートリヴらの「農業改良家」の主張、このいわば「ブルジョア的な」方向こそ、革命の課題にこたえるもつとも基本的な方向である。この視点からすれば、後見裁判所と軍役保有廃止の綱領は、土地所有の確保による封建地代の強化をめざした「半封建的半ブルジョアの寄生地主的な方向」であり、レヴェナラーズの要求は、「資本主義的な生産関係をうみだす方向のものではなかつた。それは農民的な分割地所有を基底とする共同体を理想とするものであつて、資本と賃労働という関係のうえになりたつて、資本主義からみれば逆の方向

を志向するものであり、……反動的な傾向をもつていた……」
と〔傍点引用者〕。浜林正夫前掲書二三四ページ。この見解にたいする私見は本文に明らかである。なお二三つに加えらるゝならば、第一に、この「ブルジョア的方向」の意義がいわれると、そのものだとすれば、革命闘争の過程においてそれが綱領として提起されてこなかったのはなによい。竹内・浜林両氏にあつては、それが暗々裏に独立派と結びつけられているだけに、この疑問を提出することは当を失しないであろう。むしろ第二に、それが綱領として提起されていなかった、という事実そのものが、革命の課題の所在を示しているのではないか。提起されていたのはみられるとおり、領主的土地所有の近代的私有権化か、農民的分割地所有の創出かの二つの対立だけである。とすればこのいずれもが革命の課題に、相互に対立する仕方においてこたえるものにほかならなかつたのではないか。つまり革命の課題は、資本||賃労働関係の創出それ自体ではなく、それに適合的な、封建的土地所有諸関係の変革である。だから問題となつてゐるのは、資本主義（的経営）の創出一般あるいはそれ自体ではなくて、そのために不可欠な土地変革を、地主と農民のいずれが、いずれを強制することにより成就するか、すなわち資本主義発展の型、をめぐる争いである。この近代化をめぐる基本的階級対立を視野に

いれず、「生産力」と資本||賃労働関係の視点からする「理論」批判をもちこむことは、革命における農業・土地問題という対象にとつて、論点無視の誤謬である。第三に、この「ブルジョア的方向」なるものは、うへの土地変革のいずれかの方式に包摂されるものではなかつたか、おそらくは地主的方式に。ただし問題の独立派が地主的綱領以上のものを要求しなかつた、という事実からばかりか、地主的土地所有の近代的私有権化が、土地所有者による農民追放を伴うすべての「改良」の前提だつたということからしてもそうである。耕作権の強化は、資本制借地農のそれであるかぎり土地所有の要求と矛盾しない（だがさきどりにいえば、イギリス革命では、「耕作権強化」の法的措置はなにもとられていない）。またよしんば「改良家」が、竹内氏のいわれるように人口減少||農民追放なき「交換分合」のみを推奨していたとしても、それは「牧羊圃いこみ」と対比したばあいの所せんは相対的な相違にすぎない。かれらの主観におけるその「自足化」とは逆に、それは単なる経過的一形態にすぎないからである。その発展は不可避免的に農民追放を要求する、いまや土地保有にたいする土地所有の権能が動員される、等々。これらのことは、革命後における発展の全経過がうらがきしている。だから「農業改良家」の主張は、革命の農業・土地問題の綱領と同じ次元

でとり扱われるものではなく、地主的綱領の方向に沿った農業近代化の過程で実現されてゆく、それはやはり「農業論」である。なお正確を期するために付言すれば、大塚氏にあつては、市民革命において、一見「反」資本的な小ブル政権の勝利がかえつて資本の解放条件を革命的に創出する、との理解は、牢固として堅持されていたのである。

ただすでにみた理論的見地からイギリス革命に、農民解放の完結を指定され、独立派の勝利にこの小ブル勢力の勝利をみ、したがつてレヴェンラーズは、不可避免的にこれと區別して小ブル「下層」と規定されることとなつたのである。

近説は、独立派を小ブルジョア勢力と解しえない「事実」につまづいて、革命における小ブルジョアジーの役割にかんする大塚氏のすばらしい主体的理解を捨て去つてゐる。

(但し「反」資本の内容については、われわれと大塚氏とのあいだに理解のへだたりがあるが、いまはおく)。

〔八〕さて、このレヴェンラーズの農業・土地綱領の包含する土地(生産手段)と農民(直接生産者)との直接的關係にかんするこの新しい規定(自由な農民的土地所有)こそ、長老派・独立派の議会主権——立憲君主制要求とことなつた国家主権形態すなわち普選選挙権による人民主権にもとづく共和制樹立の要求と、根底において規定的に関連するものであつた。すべての権力は「本来かつ本質的に人民のうちにあり、人民の自由な

選定⁽¹⁾……が、すべての正しい統治組織の唯一の源泉であり基礎である。議会の権力は「選挙民の権力に劣る⁽²⁾」。さきの議会主権とこの議会そのものを主権者たる「人民」に従属せんとする要求との対立が、土地にたいする態度の相違に関連していることは、独立派上級士官とレヴェンラーズ下級士官・兵士とが激突した「バトニーの軍隊会議」General Council of the Army at Putney の議事録に明瞭に示されてゐる——

独立派の見地からは、革命は「一人の人物の意志が法律でなければならぬ、ということ」すなわち国王大權と、「代議機関以外によつて決定をうけない」という「人民」の権利⁽³⁾すなわち議会主権との闘争である。ではかれらの「人民」とはなにか、「王国を支配する法律を作成するための代表をえらびうる人とは、……すべての土地がその手あるような人々、およびすべての營業をにぎつてゐる組合に属する人々である⁽⁴⁾」。

これは「国家に恒久的利害」をもつ階級である。「恒久的な利害をもたぬ他のものは、代議機関によつて作られる法律の恩恵をうけるべきである。いやかれらは、この代議機関の恩恵をうけるために闘つたのである。恒久的な利害をもつすべての人々の自由、これは許される。しかし財産が保護されるかぎり、自由は一般的な意味では許されえない⁽⁵⁾」。独立派によつて革命によつて獲得される「人民」の権利——議会主権とは地主・都市ギルド正組員を基本的構成員とする既成所

有者集団の主権であり、かれらの自由の保障である。レヴェラーズは抗議する、もしこれが正しいとすれば、「兵士は自らを隷屬状態におくために、金もち、財産家に権力を与えるために、自らを恒久的奴隷と化すために開つたことになる」⁽⁶⁾。けだしかれらにとつて「所有者」主権とは、領主権にたいする土地保有権の隷屬を意味するからである。「ある田舎に一人のジェントルマンがいて、二つ四つの領主権をもつていよう。……議会が招集されればかれは議員となるにちがいない。かれはおそらく自分の近くに仕む幾人かの貧しい人々を知っているであろう。かれはこの人々をたたきつぶすことができるのだ」⁽⁷⁾。レヴェラーズは要求する「すべての住民が選挙での平等な権利をもたねばならない」⁽⁸⁾。けだし「自らそのもとに身をおくことを決定する権利のない政府には、厳密にいつて、全く拘束されることはない」⁽⁹⁾からである。この普通選挙の要求が「恒久的な利害をもつ人々」に与えた衝撃は、つぎの発言に語りつくされている。レヴェラーズの要求は、「わが王国のもつとも本源的にしもつとも基礎的な基本法たるもの、とりわけ、よつてもつてわたしがなんらかの財産をもつ基本法たるものを取り去る」ものである⁽¹⁰⁾。「わが国には一対五の割合で恒久的な利害をもたないものがある。……もし主人と召使いが平等な選挙人だとすると……多数者が混乱なしに財産を破壊するようなことが起るかもしれない。一つ

の法律が発動すると物品と財産の平等が実現する「かもしれない」⁽¹¹⁾。われわれの当面の対象について、この恐怖に誇張された「財産の平等」が意味するところはすでに明らかである。すなわち「農民的農業・土地革命」⁽¹²⁾。

マーチャモント・ニーダムの言葉をかろう、「レヴェラーズは」「法律立廃の主権を人民のうちに置いて、人民専制 Populiah [「Trany」をうちたて、……われわれの法律と自由とを破壊しようとしているのである」⁽¹³⁾と。「われわれの法律と自由」と「人民専制」との対照は明白である。レヴェラーズの理念において、全社会を覆うべきものとして觀念された均質的小所有者＝小生産者の定在、かかるものとしての全人民による主権掌握（普通選挙権とそれに基づく共和制の樹立⁽¹⁴⁾）は、かれらの志向する経済的変革（農民的土地革命）に照応し、現実とその前提となる政治的上部構造の規定である。すなわち小ブルジョアの革命独裁の志向にはかならない。

(1) *The Case of the Army truly stated*, in D.M. Wolfe (ed.), *op. cit.*, p. 212.

(2) *The Agreement of the People* (Nov. 1647), in D.M. Wolfe (ed.), *ibid.*, p. 227.

(3) The Putney Debates, in A.S.P. Woodhouse (ed.), *Puritanism and Liberty, being the Army Debates (1647-9) from the Clarke Manuscripts with Supple-*

itary Documents, p. 72. 発言集 (コトヱ) Commissary-General Ireton (Independents).

- (4) *Ibid.*, p. 54. Com.-Gen. Ireton. これは、年四〇シリングの価値あるフリーホルドの所有者以上という、一四三〇年以來の伝統的選挙権規定をそのまま表現したものである。レヴェラーズにかなするトマス・エドワーズの次の証言と対比された。レヴェラーズは「きわめて身分賤しういふ」法の要求するメンバー・ランドの年収をもたず、選挙権あるカンペニーの王会民のみなる¹⁹。Th. Edwards, *Gangraena*, III (1646), in C. Hull and E. Dell (ed.), *op. cit.*, p. 331. なお独立派は、権力掌握後『統治章典』にきつて、選挙資格を二〇〇ポンドに引きあげることにきいて、旧選挙権にわずかに包含されていた農民フリーホルダー(貧乏のモーパーン)をも、ほとんど排除したのである。The *Instrument of Government*, in S.R. Gardiner, (ed.), *op. cit.*, p. 411.

- (5) The Putney Debates, in A. S. P. Woodhouse (ed.), *op. cit.*, p. 72. Com.-Gen. Ireton.
- (6) *Ibid.*, p. 71. Col. Rainborough (Levellers).
- (7) *Ibid.*, p. 59. Col. Rainborough.
- (8) *Ibid.*, p. 53. Col. Rainborough.
- (9) *Ibid.*, p. 53. Col. Rainborough.

- (10) *Ibid.*, p. 50. Com.-Gen. Ireton
- (11) *Ibid.*, p. 53-54. Col. Rich (Independents).

- (12) レヴェラーズを通じてのこの農民の要求が意味した最大限の現実的帰結は、次の表現のなかにも示されている。革命期の澎湃たる農民の抵抗を前にして一地主はいう「もしもかれらがはじめに痛撃をうけなかつたら、……遂にはすべての地主にたいして総反抗を起すであらう」。Calendar of State Papers, Dom., vol. CCC, 27, quoted in M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, p. 100 (邦訳「二四九ページ」)。また長老派のモーパーン・フロアは教会統制を擁護しつついう「かれらが宗教上のことで平等の権利を獲得するならば、つぎの要求はおそらくレックス・アグラリア(土地均分法)、つまり俗事においてそれに匹敵する平等であらう」。Quoted in M. Dobb, *ibid.*, p. 174 (同上二五〇ページ)。議党派と王党派のあつたを動搖したモークシャーのジェントリ・ジョン・ホーザムの言葉はもっと具体的である。「王國中の貧窮せる人民がいまや強力な数でたち上ろうとしている。かれらがさしあたりだれに味方するようなふりをしよう、いずれは自らのため、王國の貴族・ジェントリのすべてを徹底的に破壊しはじめるであらう」。ウェスト・ライディングでは「強力な数のこいう連中がすでにできてくる。貧窮せざる

れ、追いつめられた者どもが、現に当地に集められている軍隊の三倍をはるかに上まわる集団となつてたち上ろうとしているのを、じろんになるだろう。必要はわれわれに生存の道を求めることをおしえてゐる。かりにこの制禁したい暴徒の群が、その乗り手をふり落すならば、それは例は例をよんで、燎原の火のごとく、イングリランドのすべての州にひろがるであらう」(A.M.W. Stirling, *The Hohams*, I, pp. 64-5, quoted in C. Hill, 'Recent Interpretation of the Revolution', in *Puritanism and Revolution*, p. 18).

(3) M. Nedham, *A Plea for the King and Kingdom* (1648), quoted in C. Hill, 'The Norman Yoke', in G. Saville (ed.), *Democracy and the Labour Movement*, p. 37.

(4) レヴェラースによってパティール会議に提出された二つの綱領文書 *The Case of the Army: the Agreement of*

the People のいずれにも、王制及び上院にかんしてなんら言及されていない。だがそれが廃止の意図を意味したことは、会議におけるかれらの発言に明らかである。Cf. A. S. P. Woodhouse (ed.), *op. cit.*, pp. 2, 90.

以上総じて、イギリス革命に公然と登場した三つの党派の農業綱領が、農業のブルジョアの進化の道を清掃する二つのちがった仕方に対応して、はっきりと二つの基本的な型に分けられること、それはまた二つの相異なる主権形態と规定的に関連していることを確認した。綱領にみるかぎりこの境界線は孤立派とレヴェラースのあいだをはしっている。この線を決定するのは、封建的土地所有のブルジョアの清掃をめぐって闘っている一七世紀イギリス社会の二つの階級、すなわち地主と農民との利害である。

——一九五九年一月・一九六〇年四月——